

# 愛知県豊橋市は オフィス進出を応援します！

豊橋市外から市内に初めてオフィスを開設する事業者に対し、  
開設準備、賃借、雇用に必要な費用を幅広くサポートします。

**最大270万円**を補助します。  
3つの補助は併用可能！  
まずはお気軽にご相談ください。

- ◆進出時の初期費用を手厚く支援
- ◆コワーキングスペースでも利用可能
- ◆スタートアップ企業の進出を応援



## 開設準備事業

**最大100万円**

- ◆内装工事費  
オフィス家具購入費
- ◆補助率：1/2



## 建物等賃借事業

**最大90万円**

- ◆月15万円×6か月  
・賃借料 (コワーキングスペース可)  
・共益費  
・駐車場賃借料
- ◆補助率：10/10



## 雇用補助事業

**最大80万円**

- ◆40万円×正社員2人
- ◆届出されたオフィス開設日の  
90日前から1年後までの新  
規雇用 (市内住居)・異動 (市  
外からの転入) 者の給与



首都圏・関西圏とのアクセスが  
便利なビジネス環境です！



新大阪

新幹線  
約70分

**豊橋**

新幹線  
約60分

新横浜

新幹線  
約70分

品川

◎中部国際空港まで車で約90分・鉄道で約70分

詳しい対象や利用の流れは裏面をチェック

# 1 対象事業者

## ◀対象事業者の範囲▶

次のいずれかの業務内容を担うオフィスを開設する事業者

- ・管理・営業拠点等、一般的な事務業務を行うためのオフィス
- ・企画・開発・研究・情報通信・土業等、専門的な業務を行うためのオフィス

※店舗営業のために開設する事業所は対象外となります。

## ◀対象事業者の要件▶

- ・普通法人（法人税法 第2条第1項第9号）
- ・市内にオフィスを開設し「法人等の設立等異動申告書」を提出すること
- ・オフィス開設日前日において、市外に本社があること
- ・オフィス開設日以前に、市内に「法人等の設立等異動申告書」が提出された事業所を有していないこと
- ・オフィス開設後90日以内に、1名以上の常勤者を配置すること
- ・市内で3年以上継続してオフィスを運営すること

※オフィス開設日とは、法人等の設立等異動申告書に記載された設置（開設）年月日を指します。



# 2 利用の流れ



# 3 提出書類と補助期間

利用の流れに対応 (番号参照)		開設準備事業	建物等賃借事業	雇用補助事業※
2 交付申請	提出書類	(1) 交付申請書(様式) (2) 事業計画書 (3) 暴力団排除に関する誓約書(様式) (4) 履歴事項全部証明書 (5) 会社概要(会社のパンフレット等)		
	期 限	見積書等 (積算根拠が確認できる書類) (オフィス家具は単価10万円未満)	賃借料及び共益費等の 賃貸借契約に係る契約条件 を確認できる書類	内定通知書、 異動辞令書等
4 補助事業実施	期 限	「法人等の設立等異動申告書」 届出前、かつ、工事、購入に 係る契約等の締結前	「法人等の設立等異動申告書」 届出前、かつ、オフィスに係る 建物等の賃貸借契約等締結前	補助期間開始前
	補助期間	事業の着手(工事着工又は最 初の物品の納品等)から完了 (支払いを含む)まで。ただし、 オフィス開設日前後90日以内 に着手し、着手から完了まで が90日以内かつ同一年度内 に完結する事業に限る。	オフィス開設日の翌月 (月の初日開設の場合は当月) 初日から6か月間。	雇用開始日若しくは転勤者 の転入日又はオフィス開設 日いずれか遅い日以降最初 の給与支払日から6か月間。

※開設準備事業または建物等賃借事業のどちらかの補助対象者となる場合に対象となります。



専任の「企業進出コンシェルジュ」がご案内!  
**豊橋市産業政策課**

〒440-8501 愛知県豊橋市今橋町1番地  
TEL:0532-51-2640 FAX:0532-55-9090  
E-mail:sangyouseisaku@city.toyohashi.lg.jp



2026年6月作成